

「内申書訴訟」に関する若干の問題

—昭和63年7月15日最高裁第二小法廷判決を素材として—

前 田 寛

目 次

- I はじめに
- II 事実の概要と判旨
 - 1 事実の概要
 - 2 判 旨
- III 憲法上の論点
 - 1 生徒の学習権
 - 2 生徒の思想・信条の自由及び表現の自由
 - 3 校長・教師の教育評価権に対する司法審査
- IV おわりに

I はじめに

いわゆる内申書（正式には、「調査書」という。以下、この用語も併用する）とは、中学校長（実際には、担任の教師が記載し、校長が職印を押す¹⁾）が作成し、当該生徒の進学志望先の高等学校長に送付しなければならない文書のことをいう。そして、入学者選抜は、内申書、学力検査の成績などを判定資料として高等学校長が合否を決定することとなっている（学校教育法施行規則54条の3、59条1項）。

内申書制度は、本来、一回限りの学力検査だけで入試の合否を決定するこ

注1) 昭和54年3月29日付朝日新聞。

とに対する疑問（受験競争をあおる等）から生まれたものである。高校入試において内申書と学力検査の比重の置き方については、都道府県によって異なっているが、内申書を「学力検査（テスト）と同じ程度に重視する都道府県が多い²⁾」ようであり、現在の受験体制の下では、内申書の記載内容が高校進学を左右するといわれるほど、実際上は、重要なものとなっている。それだけに、この制度の運用面での問題点も数多く指摘されている³⁾。

そこで、本稿は、高校不合格の原因が内申書の記載内容にあるとして争われた（内申書制度運用の適否が争われた）「内申書訴訟」——昭和54年3月28日の東京地裁判決⁴⁾（以下「一審判決」という）、昭和57年5月19日の東京高裁判決⁵⁾（以下「二審判決」という）、そして昭和63年7月15日の最高裁第二小法廷判決⁶⁾（以下「本判決」という）——の事実の概要、判旨（本判決）を紹介した後に、本件で争われた憲法上の問題点、特に、生徒の学習権、生徒の思想・信条の自由及び表現の自由、校長・教師の教育評価権に対する司法審査の問題に的を絞る⁷⁾、若干の検討を試みることにする。

2) 昭和63年11月20日付産経新聞「内申書の研究」。

3) 最近のものとして、今橋盛勝「内申書と子どもの人権——内申書問題の法社会的検討」・『法学セミナー』410号18頁以下、及び23頁に掲げられている文献を参照。

4) 判時921号18頁。

この判決は、生徒の学習権を根拠として、生徒の思想・信条の自由に係わる内申書の不利益な評定及び記載を、教師の教育評価権の裁量の範囲を逸脱した違法なものと判断した。

5) 判時1041号24頁。

この判決は、本件内申書の記載は、中学生としては明らかに異常な行動を問題としたものであり、中学校長が高等学校に対し学校の指導を要するものとして、その事実を知らしめ、もって入学選抜判定の資料とさせることは、思想・信条の自由の侵害でもなければ、思想・信条による教育上の差別でもない、と判断した。

6) 判時1287号65頁、判タ675号59頁。

7) その他、教育上のプライバシーの権利侵害、分離卒業式の合法性等の問題もあるが、省略する。

なお、本稿は、教育論的に内申書制度自体の是非を論ずるものではない。

II 事実の概要と判旨

1 事実の概要

原告 X（被控訴人・上告人）は、昭和46年3月、東京都千代田区立麴町中学校の卒業にあたり高校への進学を希望し、都立高校第26群及び4つの私立高校を受験したが、いずれも不合格となった。高校入学者の選抜は、学力検査と中学校長から提出される生徒の内申書を基礎に行われるところ、各高校に提出された X に関する内申書には、いずれもその「行動及び性格の記録」欄13項目中の「基本的な生活習慣」、「自省心」、及び「公共心」の3項目に C（特に指導を要する）評定がなされ、その理由として備考欄および特記事項欄には、おおむね、「校内において麴町中全共闘を名乗り、機関紙『砦』を発行した。学校文化祭の際、文化祭粉碎を叫んで他校生徒と共に校内に乱入し、ビラまきを行った。大学生 ML 派の集会に参加している。学校側の指導説得をきかないで、ビラを配ったり、落書をした。」との記載が、欠席の主な理由欄には、「風邪、発熱、集会又はデモに参加して疲労のため」という趣旨の事実が記載されていたことが、後日判明した。そこで、X は、前記各高校不合格の原因は、内申書の上記記載内容にあり、それは X の思想・信条に基づく行為を理由にした教師の教育評価権の裁量を逸脱したものであり、本件内申書作成提出行為により学習権が違法に侵害されたとして、国家賠償法1条1項、3条1項に基づき、東京都及び千代田区を相手取り、損害賠償請求の訴えを起こした。

また、本件中学校長が、昭和46年3月1日午前に行われた卒業式について、X の出席を禁止し、卒業式終了まで別室に監禁したのは、学校当局の管理運営に関する権限の濫用であり、X の学習権に対する違法な侵害であるとし、上記内申書事件と併せて損害賠償請求の訴えを起こした。

2 判旨

本判決は、おおむね、次のような理由で X の上告を棄却した。

(1) 憲法19条違反の主張について

本件調査書の備考欄及び特記事項欄の記載は、いずれも、「上告人の思想、信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、右の記載に係る外部的行為によっては上告人の思想、信条を了知し得るものではないし、また、上告人の思想、信条自体を高等学校の入学者選抜の資料に供したものと到底解することができないから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、採用できない。」。

なお、調査書は、高等学校の入学者の「選抜の資料の一とされる目的に適合するよう生徒の学力はもちろんその性格、行動に関しても、それを把握し得る客観的事実を公正に調査書に記載すべきであって、本件調査書の備考欄等の記載も右の客観的事実を記載したものであることは、原判決の適法に確定したところであるから、所論の理由のないことは明らかである。」。

(2) 憲法21条違反の主張について

「原判決の適法に認定したところによると、本件中学校においては、学校当局の許可を受けないで校内においてビラ等の文書を配付すること等を禁止する旨を規定した生徒会規則が存在し、本件調査書の備考欄等の記載事項中、上告人が麴町中全共闘を名乗って機関紙『岩』を発行したこと、学校文化祭の際ビラまきを行ったこと、ビラを配付したり落書をしたこと行為がいずれも学校当局の許可なくしてされたものであることは、本件調査書に記載されたところから明らかである。

表現の自由といえども公共の福祉によって制約を受けるものであるが……、前記の上告人の行為は、原審の適法に確定したところによれば、いずれも中学校における学習とは全く関係のないものというのであり、かかるビラ等の文書の配布及び落書を自由とすることは、中学校における教育環境に悪影響を及ぼし、学習効果の減殺等学習効果をあげる上において放置できない弊害を発生させる相当の蓋然性があるものといえることができるのであるから、かかる弊害を未然に防止するため、右のような行為をしないよう指導説得することはもちろん、前記生徒会規則において生徒の校内における文書の配布を

学校当局の許可にかからしめ、その許可のない文書の配布を禁止することは、必要かつ合理的な範囲の制約であって、憲法21条に違反するものでないことは、当裁判所……の趣旨に徴して明らかである。したがって、仮に、義務教育課程にある中学生について一般人と同様の表現の自由があるものとしても、前記……において説示したとおり、調査書には、入学者の選抜の資料の一とされる目的に適合するよう生徒の性格、行動に関しても、これを把握し得る客観的事実を公正に記載すべきものである以上、上告人の右生徒会規則に違反する前記行為及び大学生 ML 派の集会の参加行為をいずれも上告人の性格、行動を把握し得る客観的事実として、これらを本件調査書に記載し、入学者選抜の資料に供したからといって、上告人の表現の自由を侵し又は違法に制約するものとすることはできず、所論は採用できない。」。

(3) 憲法26条, 13条違反の主張について

本件調査書の備考欄の記載に係る行為は、「いずれも調査書に記載して入学者の選抜の資料として適法に記載し得るものであるから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、採用できない。

また、所論の憲法26条のほか13条違反をも主張する趣旨が本件調査書の記載が教育上のプライバシーの権利を侵害するものであるとするならば、本件調査書の記載による情報の開示は、入学者選抜に関係する特定小範囲の人に対するものであって、情報の公開には該当しないから、本件調査書の記載が情報の公開に該当するものとして憲法13条違反をいう所論は、その前提を欠き、採用することができない。」。

(4) 憲法26条違反の主張について

憲法26条により生徒には合理的、かつ、公正な入学者選抜の手續を経て進学する権利が保障され、調査書についていえばそれが合理的、かつ、公正に作成提出される権利があるから、調査書には入学者選抜に無関係な事項及び考慮してはならない事項はすべて記載すべきではない旨の主張については、「本件調査書の備考欄等の記載事項は、いずれも入学者選抜の資料に供し得るものであることは既に判示したとおりであるから、所論違憲の主張は、そ

の前提を欠き、採用できない。」。

(5) 憲法26条、学校教育法40条、28条3項違反の主張について

本件において、上告人が卒業生全員の卒業式に出席することによって、その教育的意義を没却する事態が生ずるといふ蓋然性を予測することができなかったことを前提として、憲法26条等に違反するとの主張については、「原告の適法に確定した事実関係のもとにおいては、上告人を卒業生全員の卒業式に出席させれば卒業式に混乱を生じさせるおそれがあったとする原審の判断は、正当として是認することができるのであって、所論のいふ蓋然性を予測することができたものといふべきであるから、所論は、その前提を欠き、採用することができない。」。

Ⅲ 憲法上の論点

1 生徒の学習権

本件は、生徒の政治活動に触れた内申書の不利益な評定及び記載をめぐり、学習権の侵害を理由として提起された最初の国家賠償請求訴訟である。

憲法26条1項の教育を受ける権利が、人権体系の中でどのように位置づけられ、いかなる内容を有するかについて⁸⁾、学説は、生存権説、学習権説、公民権説に大別されている⁹⁾。

憲法学の通説は、教育を受ける権利を生存権の文化的側面をなすものとし、その内容を「国家が教育の機会均等につき配慮すべきことを国民の側から権利として把握したものであって、国家は立法及び政策を決定するにあた

8) この記述については、拙稿『私学訴訟』に関する若干の問題——昭和55年5月14日大阪地裁判決を素材として——、『徳山大学論叢』30号139頁以下と重複する個所が多いことを、ここにお断わりしておく。

9) 学説につき、詳しくは、兼子 仁「教育を受ける権利」(芦部信喜他編『演習憲法』青林書院新社・昭和50年所収)365-367頁、有倉遼吉編『基本法コンメンタール 新版憲法』日本評論社・昭和52年・117-118頁〔山崎真秀〕、奥平康弘「教育を受ける権利」(芦部信喜編『憲法Ⅲ 人権(2)』有斐閣・昭和56年所収)382-385頁等参照。

ってこうした点を充分顧慮しなければならぬということ、更に一步進んでその趣旨を実現するために適当な手段を講ずる責任がある¹⁰⁾」と理解し、生存権説を採っている。

しかし、第二次教科書検定訴訟一審判決（昭和45年7月17日東京地裁判決¹¹⁾）を契機として、とくに教育法学において、学習権説が有力に唱えられるようになった。

この判決は、憲法26条は、「憲法25条をうけて、いわゆる生存権的基本権のいわば文化的側面として、国民一人一人にひとしく教育を受ける権利を保障し、その反面として、国に対し右の教育を受ける権利を実現するための立法その他の措置を講ずべき責務を負わせたものであって、国民とくに子どもについて教育を受ける権利を保障したものである」とした上で、「憲法がこのように国民ことに子どもに教育を受ける権利を保障するゆえんのは、民主主義国家が一人一人の自覚的な国民の存在を前提とするものであり、また、教育が次代をになう新しい世代を育成するという国民全体の関心事であることにもよるが、同時に、教育が何よりも子ども自らの要求する権利であるからだと考えられる。すなわち、近代および現代においては、個人の尊厳が確立され、子どもにも当然その人格が尊重され、人権が保障されるべきであるが、子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質とするから、将来においてその人間性を十分開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させることが子どもの生来的権利であり、このような子どもの学習する権利を保障するために教育を授けることは国民的課題であるからにはほかならないと考えられる。」と判示した。その後、最高裁は、学力テスト旭川事件判決（昭和51年5月21日最高裁大法廷判決¹²⁾）において、憲法26条は、「福祉国家の理念に基き、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにす

10) 法学協会編『註解日本国憲法 上巻』有斐閣・昭和45年・500-501頁。

11) 行裁例集21巻7号別冊1頁。

12) 刑集30巻5号615頁。

るとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性にかんがみ、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつ、その費用を国において負担すべきことを宣言したものである」とした上で、「この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。」と判示するに至った。

最近の教育法学では、学習権説が通説となっている¹³⁾。また、憲法学においても、この見解を取り入れるものが有力になっている。例えば、最近のある憲法学の著書は、『教育を受ける権利』は、思想や学問の自由との関連で、主体の側に即してより積極的に、国民（とくに児童・青少年）の学習権として捉えることができよう。すべての人間がその可能性を十分に開花させるために、自ら学習し・教育を受けて成長することは、文化的な社会における基本権だといわなければならない。これは本条〔第26条——筆者〕のほか、第13条の幸福追求の権利、第23条の学問の自由、および第21条に基づく『知る権利』と結びついた、人間として誰しもが持つ権利として認められよう¹⁴⁾。」と説いている。

ただし、以上いずれの見解も、学習権の概念を原理的には承認しているが、その具体的内容については示していない。

この点で、一審判決は、憲法26条1項の定める「国民の教育を受ける権利は、各自が人間として成長発達し、自己の人格の完成を実現するために必要

13) この説を代表するものとして、兼子 仁『教育法〔新版〕』有斐閣・昭和53年・195頁以下を参照。

14) 小林直樹『〔新版〕憲法講義(上)』東大出版会・昭和60年・570頁。

な学習をするものとして生まれながらに有する固有の権利というべきである。そして、子どもは、自らの力のみによっては、その人格を完成せしめるに足りる学習をすることはできないから、子どもの教育は、子どもの学習する権利に対応し、子どもの人格完成の実現を目指し、専ら子どもの利益のため教育を施す者の責務として行われるべきものである。」と学習権の概念を原理的に認めた上で、この概念を、「本件各高等学校に進学し教育を受ける権利」、「卒業式に出席する権利」として具体化し、更に、学習権によって教師の教育評価権が制約される——調査書の分類評定及び理由の付記が、生徒の学習権を不当に侵害しないように、客観的に公平かつ平等にされるべきである——と判示している¹⁵⁾。

しかし、この判決が提示する学習権の概念の具体的内容については、疑問がある。例えば、「進学する権利」について、「これを字義通り、生徒が希望校に自動的に進学する実体的利益を有するという意味に解する¹⁶⁾」ことができないのはいうまでもない。現行制度の下では、中学校を修了した者は、進学を希望する高等学校側の入学者選抜試験に合格して、初めて高校へ進学し得るのであり、いわば、「(高校)進学への期待権¹⁷⁾」と理解すべきである。

次に、「卒業式に出席する権利」について、「卒業式は、学習指導要領では特別活動の一内容である学校行事のなかの儀式的行事に位置づけられ、……特別活動は教科などとならんで教育内容の一つの領域である。それらを受ける受けないは権利として論ずる以前の問題」であり、「卒業式への出席を権利として把握しようというならば、それへの出席を拒否する自由も認めるこ

15) もっとも、そこでの学習権の内容が、「進学手続上公正な評定の下に保護されるべき利益に限定されるのか、より広く思想・表現の自由という実体的権利を包含するものかに関して判旨は必ずしも十分に論旨を展開することなく、ごく概括的なニュアンスで学習権を援用するにとどめている。」(森田 明「中学内申書における記載権とその限界——内申書裁判——」・『教育判例百選(第二版)』有斐閣・昭和54年・99頁)との指摘がある。

16) 成嶋 隆「内申書裁判最裁判決をめぐって(2小昭和63. 7. 15)」・『ジュリスト』919号67頁。

17) 奥平康弘「内申書裁判と教育裁量——内申書裁判への意見書」・『法律時報』53巻8号68頁以下。

とになる」もの¹⁸⁾と解される。

最後に、高等学校の入学選抜の資料の一つとされる内申書の記載が、客観的に公平かつ平等になされなければならないことは、当然のことである。

2 生徒の思想・信条の自由及び表現の自由

一審判決は、中学校における生徒の思想・信条の自由及び表現の自由が保障されるべき根拠を、直接的には、教育基本法1条、3条に求めているが、ことに同法1条から表現の自由を導き出さうか、はなはだ疑問である。これらの保障については、基本的には、憲法問題(19条、21条)として取り扱われるべきであろう¹⁹⁾。

憲法の人権保障が、未成年者ないし少年にまで及ぶか否かの問題について、憲法学の代表的学説は、一般論として、「人権の主体としての人間たるの資格が、その年齢に無関係であるべきことは、いうまでもない。しかし、人権の性質によっては、一応その社会の成員として成熟した人間を主として眼中に置き、それに至らない人間に対しては、多かれ少なかれ特例を認めることが、ことの性質上、是認される場合」があり、その特例が認められる場合についても、「少年を正しく育成すること、というよりは、むしろ、各種の社会悪に対して、まだ抵抗力の強くない青少年を守ることという目的によって根拠づけられる最小限度に限られなくてはならない。」と述べている²⁰⁾。

次に、判例は、学生の政治活動の自由に関する昭和女子大学事件最高裁判決(昭和49年7月19日最高裁第三小法廷判決²¹⁾)で、「大学の学生は、その

18) 平原春好『「内申書裁判」の判決』・『判例評論』246号8頁。

19) 中村睦男「学校における生徒の人権の保障——内申書裁判東京地裁判決をめぐって——」・『ジュリスト』694号59頁、森田 明「教育評価権制約の論理と『学習権』——内申書訴訟東京地裁判決の論点』・『ジュリスト』694号65頁、平原春好・前出注18)9頁、市原昌三郎「中学校における生徒の思想・信条の自由及び言論・表現の自由——麴町中学校調査書事件(いわゆる「内申書裁判」)の第一審判決(東京地裁・昭和54年3月28日判決)をめぐって——」・『教育委員会月報』31巻5号18頁、小林 武「内申書の記載・提出行為に対する司法判断の方法」・『南山法学』3巻4号144-145頁等。

20) 宮沢俊義『[新版]憲法Ⅱ』有斐閣・昭和60年・246-247頁。

21) 民集28巻5号790頁。

年齢等からみて、一個の社会人として行動しうる面を有する者であり、政治的活動の自由はこのような社会人としての学生についても重要視されるべき法益であることは、いうまでもない。」として、原則的には、大学生の政治活動の自由を承認しながらも、「学生の政治的活動を学の内外を問わず全く自由に放任するときは、あるいは学生が学業を疎かにし、あるいは学内における教育及び研究の環境を乱し、本人及び他の学生に対する教育目的の達成や研究の遂行をそこなう等大学の設置目的の実現を妨げるおそれがある」ことを理由に、「大学当局がこれらの政治的活動に対してなんらかの規制を加えること自体は十分にその合理性を首肯しうる」と判示している。

また、高校生の政治活動の自由について、下級審判決は、上掲の最高裁判決の趣旨を受け継いでいるものが多く、例えば、昭和52年3月8日東京高裁判決²²⁾は、「高等学校の生徒はその大部分が未成年者であり、国政上においても選挙権などの参政権が与えられていないが、その年齢などからみて、独立の社会構成員として遇することができる一面があり、その市民的自由を全く否定することはできず、政治活動の自由も基本的にはこれを承認すべきものである。しかし、現に高等学校で教育を受け、政治の分野についても、学校の指導によって政治的識見の基本を養う過程にある生徒が政治活動を行うことは、国家、社会として必ずしも期待しているところではない。のみならず、生徒の政治活動を学校の内外を問わず、全く自由なものとして是認するときは、生徒が学習に専念することを妨げ、また、学校内の教育環境を乱し、他の生徒に対する教育の実施を損うなど高等学校存立の基礎を侵害する結果を招来するおそれがあるから、学校側が生徒に対しその政治活動を望ましくないものとして規制することは十分に合理性を有するところである。」と判示している。

これに対し、本件は、中学生の思想・信条の自由及び表現の自由が問題になった事例であり、一審判決は、思想・信条の自由を広く捉え、思想・信条の自由とそれに係る外部的行動の自由との密接な関係を容認しているのに対

22) 判時856号26頁。

し、二審判決及び本判決は、思想・信条の自由を狭く捉え、それを内心の自由に限定している。

確かに、最高裁は、三菱樹脂事件判決（昭和48年12月12日最高裁大法廷判決²³⁾）で、企業者が労働者の雇入れにあたりその者の在学中における団体加入や学生運動参加の事実の有無について申告を求めることに関し、「元来、人の思想、信条とその者の外部的行動との間には密接な関係があり、ことに本件において問題とされている学生運動への参加のごとき行動は、必ずしも常に特定の思想、信条に結びつくものとはいえないとしても、多くの場合、なんらかの思想、信条とのつながりをもっていることを否定することができない」と判示しており、かかる外部的行動の制約は、結果として、思想・信条の自由を侵害する恐れがあり、慎重になされなければならない²⁴⁾。しかし、いかに慎重でなければならないとしても、他人の権利等を侵害する外部的行動——本件では、学校の正常な運営を妨げる行動があった²⁵⁾——に対してまで、いかなる制約も許されないと解すべき憲法上の要請はなからう²⁶⁾。

3 校長・教師の教育評価権に対する司法審査

校長・教師の教育評価権の裁量の限界となる司法審査の基準に関して、一審判決は、(イ)評定が具体的な事実に基づかないか、評定に影響を及ぼすべき前提事実の認定に誤りがあった場合（事実誤認）、または(ロ)非合理的もしくは違法な理由もしくは基準に基づいて分類された場合（比例原則）等には、教師の教育評価権の裁量の範囲を逸脱したものとして違法となるとし、二審判決は、(イ)判断の前提となった事実の認識に誤りがあったり、前提となった

23) 民集27巻11号1536頁。

24) 市原昌三郎・前出注19) 19頁，同「いわゆる内申書裁判の東京高裁判決について——生徒の学習権と内申書制度，中学校における生徒の思想・信条の自由及び言論・表現の自由——」・『教育委員会月報』34巻5号15頁等。

更に、笹川紀勝「思想・良心の自由」・『法律時報』49巻7号41頁以下，とくに47頁参照。

25) 橋本公巨『日本国憲法』有斐閣・昭和56年・231頁。

26) 市原昌三郎・前出注19) 19頁，同・前出注24) 15頁，橋本公巨・前出注25) 227頁，231頁。

事実関係から導き出された判断結果が一見明白に不合理なものであったり、あるいは(□)内心的判断と外部に表現された判断結果とがそごしているなど特段の事情のない限り、中学校長の裁量権の行使が違法とされる理由はない、と判示している。この両判決の基準は、表現上の差異はともかくとして、基本的には変わらないものとみてよからう。しかし、一審判決と二審判決とが正反対の結論となったのは、この基準を本件に適用する過程で、つまり、Xの行為の把握・評価の違い、学校側の教育評価権の裁量の範囲の捉え方の広狭に起因している²⁷⁾。

学生・生徒の懲戒処分事案に関するリーディング・ケースである京都府立医科大学事件最高裁判決（昭和29年7月30日最高裁第三小法廷判決²⁸⁾）は、大学の学生に対する懲戒処分は「学内の事情に通じようし直接教育の衝に当るものの裁量に任」されるが、「その決定が全く事実上の根拠に基かないと認められる場合であるか、もしくは社会観念上著しく妥当を欠き懲戒権者に任された裁量権の範囲を超えるものと認められる場合を除き、懲戒権者の裁量に任されているものと解するのが相当である。」と判示している。

また、同じく学生の懲戒処分の事案である前掲の昭和女子大学事件最高裁判決は、懲戒処分を行うにあたっては「それぞれの学校の方針に基づく学校当局の具体的かつ専門的・自律的判断に委ねざるをえない」とし、「当該事案の諸事情を総合的に観察して、その退学処分の選択が社会通念上合理性を認めることができないようなものでないかぎり、同処分は、懲戒権者の裁量権の範囲内にある」と判示している。

一・二審判決で採用された事実誤認・比例原則は、これら学生・生徒の懲戒処分に関する最高裁判決で採られた裁量権限界論の基準をほぼ踏襲したものである²⁹⁾。

27) 伊藤公一「麹町中学内申書訴訟事件～東京高裁 昭57. 5. 19判決～」・『法律のひろば』35巻8号45頁。

28) 民集8巻7号1501頁。

29) 森田 明・前出注19) 64頁、小林 武・前出注19) 145頁以下、市原昌三郎・(次頁脚注へ続く)

内申書制度は、前述のように、本来、一回限りの学力検査だけではなく、平常評価を加え入試選考を行おうというものであるが、その運用実態をみると（生徒の側からみると）、結果的には、一種懲戒処分的に機能³⁰⁾する恐れもあり、一・二審判決が裁量限界論の基準を採用したのもこのような点を考慮したものと思われる³¹⁾。したがって、一・二審判決が採用した判断基準は、基本的には、妥当である³²⁾。

ところで、一審判決についての評釈者が、「その司法審査においては、内申書の記載内容である生徒の行動・性格についての分類評定と理由付記という教育評価そのものに対する法的適否の判断に踏み込んでいる。……とはいえ、裁判所による、本件の如き教師の教育評価行為自体への実体的な審査が安易に認められるべきでない³³⁾」と述べているが、正当である³⁴⁾。

つまり、教育評価は、日々生徒に接し、教育について専門的知識をもつ教師が最もよくなしうるところであるから、校長・教師の評価には、原則として、広い裁量を認めるのが妥当であると解されるからである³⁵⁾。

前出注19) 15頁以下、同・前出注24) 11-13頁、成嶋 隆・前出注16) 65-66頁等。

30) 森田 明・前出注19) 67頁。

31) 小林 武・前出注19) 147-148頁、成嶋 隆・前出注16) 66頁等。

32) 市原昌三郎・前出注19) 16頁、同・前出注24) 11-13頁。

なお、平原春好教授は、一審判決が採用した「基準の正当性とは別に、その適用において疑問を感じ[る]」(同・前出注18) 9頁)とされる。

これに対し、中村陸男教授は、表現の自由などの精神的自由は、中学校においても基本的には尊重されるべきであるという観点から、「相当の蓋然性」の基準より、「高度の蓋然性」の基準や「明白かつ現在の危険」の基準を適用して、審査すべきであるとする(同「麹町中学内申書事件上告審判決」・『判例評論』363号35-36頁。更に、成嶋 隆・前出注16) 68頁参照)。

33) 小林 武・前出注19) 148頁。

34) 中山 勲「内申書裁判と子どもの学習権」・『判例タイムズ』385号103-104頁、伊藤公一・前出注27) 46頁、奥原唯弘『日本の伝統と憲法』啓正社・昭和61年・77-78頁、成嶋 隆・前出注16) 67、69頁等も同旨である。

35) 市原昌三郎・前出注19) 21-22頁、同・前出注24) 11-12頁、伊藤公一・前出注27) 46頁、小林 武「教育評価の裁量限界の判断方法——内申書・麹町中学校事件控訴審判決」・『南山法学』6巻4号258頁等。

IV おわりに

内申書制度の教育論的な是非論は別として、現行法上、この制度自体の合法性が容認されている以上、C評価（マイナス評価）に該当する事実（行為）が認められる生徒に対して、教師がC評価を記載するのは当然である³⁶⁾。

この点で、一審判決が、C評価が許されるのは「当該学校の正常な運営もしくはその教育環境が破壊されるおそれがあるなど学校側の教育の場としての使命を保持するための利益が侵害されるおそれのある場合」に限定しているのは、疑問である。

また、「本件の如き内容の記載があるときには当時の具体的教育状況に照らして不合格を必然的に招来することが推認できるのにそれを内申書に記載しこれを提出したことを、をもって違法を結論するという方法³⁷⁾」（いわば、「手続的アプローチの手法³⁸⁾」）を唱える見解にも賛成できない。

というのは、「人間が完成した独立の人格をつくっていくためには、教科に関する知識だけでなく、政治的教養、世界観の形成その他、さまざまな面で教育と学習が必要である。中学生の段階は少なくともそれらの問題は指導の対象となりうる事項である。自発的行為であるときにはそれを評定においてマイナスの理由となし得ないということは、これに対する評定を事実上なし得ないことに等しいともいえる³⁹⁾。」ことになり、内申書制度の合法性を容認する立場に立つ者にとって、前掲の見解は、自己矛盾となる⁴⁰⁾からである。

(1989. 9. 27)

36) 市原昌三郎・前出注19) 17-18頁, 平原春好・前出注18) 11頁等。

37) 小林 武・前出注19) 148-149頁。また、成嶋 隆・前出注16) 69頁も同旨。

38) 小林 武・前出注35) 257頁, 同「内申書の記載と生徒の思想信条・表現の自由の侵害」・『民商法雑誌』100巻3号516頁。

39) 平原春好・前出注18) 11頁。

40) 市原昌三郎・前出注19) 17頁。